

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和4年4月1日現在）

行政職給料表

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	定型的な業務を行う職務	74	11.8	主事	28	68	10.9	主事・技師級 主事補級	
				技師	4				6
				消防士長	2				
				消防副士長	10				
				主事補	4				
				技師補	2				
				消防士	24				
		計	74						
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	67	10.7	主事	36	67	10.7	主事・技師級	
				技師	6				
				消防士長	24				
				医療ソーシャルワーカー（社会福祉士）	1				
				計	67				
3級	係長、専門員、副主幹、主査及び主任の職務	249	39.9	副主幹	12	119	19.0	係長級 主査級 主任級	
				専門員	97				59
				指導主事	1				71
				保育主任	9				
				主査	59				
				主任	71				
				計	249				
4級	課長補佐、消防署長補佐及び主幹の職務	179	28.6	所長	4	83	13.3	課長補佐級 主幹級	
				課長補佐	57				96
				室長補佐	2				
				副館長	2				
				園長	2				
				次長	1				
				事務局次長	2				
				室次長	2				
				署長補佐	11				
				所長補佐	3				
				主幹	91				
				副園長	2				
				計	179				
5級	課長、消防署長及び参事の職務	45	7.2	署長	3	39	6.2	課長級 参事級	
				課長	32				6
				室長	1				
				館長	1				
				事務局長	1				
				会計管理者	1				
				参事	6				
				計	45				
6級	1 部次長及び消防本部次長の職務 2 困難な業務を分掌する課長及び消防署長の職務			1	0.2				部次長
		消防本部次長	1						
		計	1						
7級	市参事、部長及び消防長の職務	10	1.6	部長	7	10	1.6	部長級	
				教育部長	1				
				消防長	1				
				事務局長	1				
				計	10				
合 計		625	100						

(注) 再任用職員、企業職員含む

医療職（一）給料表

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師、歯科医師の職務	12	23.1	医師 計	12 12	12	23.1	係長級
2級	1 部長、副部長の職務 2 医長の職務	26	50.0	部長 副部長 医長 計	15 3 8 26	15 3 8	28.8 5.8 15.4	部長級 次長級 課長級
3級	1 副院長の職務 2 困難な業務を行う部長の職務 3 困難な業務を行う医長の職務	13	25.0	副院長 センター長 部長 所長 計	1 2 9 1 13	13	25.0	部長級
4級	1 院長の職務 2 困難な業務を行う副院長の職務	1	1.9	院長 計	1 1	1	1.9	部長級
合 計		52	100					

医療職（二）給料表

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務 2 歯科衛生士、歯科技工士又はあん摩マッサージ指圧師(以下「歯科衛生士等」という。)の職務	9	10.1	栄養士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 歯科衛生士 計	1 4 1 2 1 9	9	10.1	技師級
2級	1 薬剤師の職務 2 栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士又は歯科衛生士等の職務	15	16.9	薬剤師 栄養士 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 歯科衛生士 計	1 1 2 1 2 3 3 1 1 15	15	16.9	技師級
3級	1 主任の職務 2 困難な業務を行う薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士又は歯科衛生士等の職務	22	24.7	薬剤師 栄養士(管理栄養士) 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 歯科衛生士 計	1 2 6 4 1 1 5 1 1 22	22	24.7	技師級
4級	1 副師長、副士長及び副技師長の職務 2 困難な業務を行う主任の職務	37	41.6	副師(士・技師)長 主任 計	16 21 37	16 21	18 23.6	課長補佐級 係長級
5級	1 師長、士長及び技師長の職務 2 困難な業務を行う副師長、副士長及び副技師長	6	6.7	師長・士長・技師長 計	6 6	6	6.7	課長級
合 計		89	100					

(注) 再任用職員含む

医療職（三）給料表

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	1 看護師、保健師又は助産師の職務	76	24.8	看護師	73	76	24.8	技師級
	2 困難な業務を行う准看護師の職務			助産師	3			
				計	76			
3級	1 主任看護師の職務	139	45.3	主任	10	129	42.0	係長級
	2 困難な業務を行う看護師、保健師又は助産師の職務			看護師	121			
	3 相当に困難な業務を行う准看護師で管理者が特に認める職務			助産師	7			
				准看護師	1			
				計	139			技師級
4級	1 看護師長の職務	71	23.1	副看護師長	21	31	6.8	課長補佐級
	2 副看護師長の職務			主任	31			
	3 困難な業務を行う主任看護師の職務			看護師	19			
	4 相当困難な業務を行う看護師、保健師又は助産師の職務			計	71		6.2	技師級
5級	1 看護部副部長の職務	20	6.5	副部長	4	15	1.6	次長級
	2 困難な業務を行う看護師長の職務			副センター長	1			
				看護師長	15			
				計	20		4.9	課長級
6級	1 副院長の職務	1	0.3	副院長	1	1	0.3	部長級
	2 看護部長の職務			計	1			
合 計		307	100					

(注) 再任用職員含む

技能労務職給料表

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 調理師、技能員、管繕工（以下「調理師等」という。）又は自動車運転手の職務	4	10.0	調理師	4	4	10.0	技能員級
	2 校務員、用務員、警備員、作業員（以下「校務員等」という。）又は補助主事の用務。			計	4			
2級	1 相当の技能を必要とする調理師等又は自動車運転手の職務	7	17.5	技師	1	7	17.5	技能員級
	2 相当の経験を必要とする校務員等又は補助主事の職務			調理師	4			
				技能員	1			
				校務員	1			
				計	7			
3級	1 特に高度の技能を必要とする調理師等又は自動車運転手の職務	16	40.0	調理師	11	16	40.0	技能員級
	2 特に高度の経験を必要とする校務員等又は補助主事の職務			技能員	3			
				校務員	2			
				計	16			
4級	1 自動車運転手を直接指揮監督する車庫長又は特に困難な業務を行う自動車運転手の職務	13	32.5	主任技師	1	13	32.5	主任級
	2 数名の調理師等を直接指揮監督する主任又は特に困難な業務を行う調理師等の職務			主任調理師	1			
	3 数名の補助主事を直接指揮監督する主任又は特に困難な業務を行う補助主事の職務			主任技能員	7			
				主任校務員	4			
				計	13			
5級	1 自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務で市長が特に必要と認めた職務	0	0.0	業務主任	0	0	0.0	業務主任級
	2 多数の調理師等を直接指揮監督する業務主任の職務			計	0			
	3 多数の補助主事を直接指揮監督する業務主任の職務							
合 計		40	100					

(注) 再任用職員、企業職員含む